国会事項

衆議院

政府特別補佐人承認

十月一日森議長は、高市内閣総理大臣申出の次の者を、第二百二十二回国会政府特別補佐人とすることを承認した。

人事院総裁　川本　裕子
内閣法制局長官　岩尾　信行
公正取引委員会委員長　茶谷　栄治
原子力規制委員会委員長　山中　伸介
公害等調整委員会委員長　永野　厚郎

辞令

（憲政記念館副館長）衆議院参事　東山　哲道
憲政記念館資料管理課長事務取扱を命ずる（憲政記念館資料管理課長）同　神薗　直子
衆議院調査局調査員に任命する　第一特別調査室首席調査員を命ずる（以上十月一日）

参議院

政府特別補佐人承認

十月一日関口議長は、高市内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第二百二十二回国会政府特別補佐人として承認した。

人事院総裁　川本　裕子
内閣法制局長官　岩尾　信行
公正取引委員会委員長　茶谷　栄治
原子力規制委員会委員長　山中　伸介
公害等調整委員会委員長　永野　厚郎

人事異動

内閣

判事兼簡易裁判所判事に任命する　峯田　幹大
簡易裁判所判事に任命する（東京地方裁判所判事・東京簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　久保　健二
願に依り本官並びに兼官を免ずる（以上十月一日）

法務省

（東京高等検察庁検事）検事　末沢　岳志
（静岡区検察庁副検事）副検事　兼子　清一
（九州地方更生保護委員会委員）地方更生保護委員会委員　喜屋武浩司
辞職を承認する（各通）（九月三十日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、ギニアの独立記念日につき、十月一日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

御答信

天皇陛下から八月三十一日ウズベキスタン大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、九月九日御答信があった。

天皇陛下から七月二十四日モルディブ大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、九月十四日御答信があった。

天皇陛下から七月十三日フランス大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、九月十六日御答信があった。

御答電

天皇陛下から九月十八日サウジアラビア二聖モスクの守護者サルマン国王へ発せられた御祝電に対し、九月十八日御答電があった。

官庁報告

官庁事項

組換えＤＮＡ技術応用飼料の安全性に関する確認を受けた飼料について（公表）

次に掲げる組換えＤＮＡ技術応用飼料については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第１の１の(1)のシの規定に基づき組換えＤＮＡ技術応用飼料の安全性に関する確認を行ったので、組換えＤＮＡ技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手続（平成14年農林水産省告示第1780号）第４条の規定に基づき公表する。

令和８年10月５日

農林水産大臣　簗　和生

品種	名称	申請者
大豆	除草剤グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズＤＢＮ9004系統	Beijing DaBei-Nong Biotech-nology Co., Ltd.

法務

公証人任免

広島法務局所属公証人小原浩司は願により公証人を免ぜられた。

田村章は公証人に任命され、広島法務局所属公証人小原浩司の後任を命ぜられた。（以上九月二十二日）（法務省）

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

熊本労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、熊本県最低賃金（昭和55年熊本労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和８年10月５日

熊本労働局長　金谷　雅也

第４号中「１時間1,034円」を「１時間1,092円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年12月１日から効力を生ずる。

沖縄労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、沖縄県最低賃金（昭和55年沖縄労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和８年10月５日

沖縄労働局長　宮本　淳子

第４号中「１時間1,023円」を「１時間1,086円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年12月２日から効力を生ずる。

公告

諸事項

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知

令和八年十月五日　外務大臣　茂木　敏充

次に掲げる者は、旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十九条第一項第二号に該当しますので、その所持する一般旅券を令和八年十一月九日までに外務大臣又は領事官に返納するよう命じます。

なお、この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の定めるところにより、外務大臣に対し審査請求ができます。審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して三月を経過したときは、することができません。

また、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の定めるところにより、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することもできます。取消しの訴えは、処分があったことを知った日から六箇月を経過したときは、提起することができません。また、取消しの訴えは、処分の日から一年を経過したときは、提起することができません。

一、氏名　相原　礼二
生年月日　平成十五年八月七日生
申請上の住所　東京都
二、返納すべき旅券
旅券番号　ＭＶ〇八五一九〇二
発行年月日　令和七年九月二十五日
旅券名義人　相原　礼二
三、返納すべき理由

当該旅券名義人は、令和八年六月九日、武蔵野簡易裁判所裁判官から傷害、殺人未遂事件の被疑者として逮捕状が発せられ、令和八年八月二十五日、警察庁から外務大臣にその旨通報があったことから、旅券の交付後に、旅券法第十三条第一項第二号に該当するに至ったものである。よって、本件は、一般旅券の返納を命ずることができる場合となる旅券法第十九条第一項第二号に該当する。

法務省告示配第百四十六号

埼玉県川口市役所保存の次の除籍が滅失した。

令和八年十月五日　法務大臣　山下　貴司

埼玉県川口市上青木西一丁目十番　星野　ゆく